

アメリカ合衆国における会社設立

アメリカ合衆国の多くの州では、日本においての設立に比較して、より簡単な手続で会社を設立することが可能である。通常、会社は数日以内に比較的わずかな費用で設立ができる。当然、複雑なビジネス上及び法律上の問題点を含むような場合には、より多くの時間も費用もかかりうる。

本小冊子は、米国における会社設立手続きに関する情報を提供することを目的としている。

1. 設立の手続

1.1 会社の名称

ほとんどの州は会社の名称には、“corporation,” “company,” “incorporated,” 又は “limited” の文字、又は、これらの略称を含めなければならない。会社の名称は、すでに存在する別の会社と同じ名称又は類似の名称を選ぶことは出来ない。

1.2 基本定款(Articles of Incorporation または Certificate of Incorporation)

基本定款とは、会社設立のための基本的書類である。基本定款に記載すべき事項は以下の通りである：

- (a) 会社の名称
- (b) 会社の授権株式の総数及び一株あたりの額面額
- (c) 登録上の事務所(registered office)の名称及び住所、(弁護士が登録代理人となる場合が多い)。
- (d) 各発起人(incorporator)の氏名並びに住所。

ある州は他の事項を必要とします。すべての州には、その他に、通常、基本定款に記載されるのは、株主の新株引受権及び累積投票権の付与又は剥奪に関する規定、第 1 回目の取締役の名前及び住所、役員及び取締役が役務中に請け負った責任等から免責するためのガイドラインを設定した規程等が含まれる。

基本定款は、発起人が作成しこれに署名した後、州政府に届出を行う。各州によりその登録料が異なります。登録後、州政府は正式な日付印が押されたコピーを発起人に送り、会社は、その届け出の日には法人格を取得する。

1.3 付属定款(Bylaws)

付属定款は、会社内部の運営方針を定める文章である。通常、第 1 回目の取締役が作成するが、株主又は取締役がこれを変更する権限を有する。付属定款には、株主総会の開催場所・日時及びこれに関する規則、取締役の人数・資格及び選任手続及びこれに関する規則、取締役会の開催場所・日時及びこれに関する規則、並びに、会社役員の仕事その他の事項が記載される。

1.4 会社の資本充実

他の国々と異なり、すべての米国の州では、株式の発行及び振込は会社の成立後に行われる。従って、外国企業がアメリカに子会社を設立する場合には、その子会社が成立した後に、資本金を送金すれば足りる。当然、新会社が新事業を開始するまでには、資本金が振り込まれる必要がある。日本と異なり、オレゴン州法では、会社が特定の最小資本金を維持することは法律上の要請ではない。しかしながら、米国法の下では、会社はその事業経費を補うのに十分な資本金を常に維持することが義務付けられている。当然のことながら、その金額は、事業内容により、会社毎に異なる。仮に会社の資本金が必要レベルに維持されていない場合、会社は、裁判所により「当該会社が株主(親会社)とは別個独立の存在とは認められない」と判断され、株主が会社の債務につき責任を問われる可能性がある。米国においては資本金額は、会社の価値を判断する有効な指標になるとは限らない。

会社が発行する株式の総額は基本定款の中で定められる。その額は、基本定款の変更によってその増減が可能である。会社は設立の時点で全ての株式を発行することもできるし、またその一部を発行し、後にまた発行することもできる。多くの会社は後者の方法を用いている。

1.5 株式の発行

一旦会社が設立し、資本金が払い込まれた後、会社は株主に対し株式を発行する。株主の発行は、取締役会の決議により許可されなければならない。会社は、議決権を有する株式、議決権なき株式、優先株、普通株など数種の株式を発行することができる。株式に対する振込み手段としては、現金、財産、現実の労務又はサービスの提供によることもできる。

1.6 取締役(Directors)

会社のビジネス運営は、取締役会で行われる。取締役の員数は、基本定款又は付属定款に記載される。ほとんどの州では、会社には少なくとも 1 名の取締役がいなければならない。取締役は株主総会において選任される。取締役は、必ずしも米国市民又は米国居住者である必要はない。

1.7 役員(Officers)

日本と異なり、米国内の州法においては、会社の取締役及び役員を分けている。会社の取締役が役員でない場合もあるし、またその逆の場合もある。会社の事業全体については、取締役会が監督するが、会社の日常の業務については、取締役会から会社役員に権限を委譲できる。

役員についての規定は各州により異なるが、ほとんどの州法では、一名の社長(president)及び一名の秘書役(secretary)が取締役会において選任されなければならない。ある州法では、財務約(treasurer)のような他の役員を必要とします。会社は、例えば副社長(vice president)のような、その他の役員を選任することができ、義務付けられてはいない。一人で複数の役員を兼任することも認められている。役員は米国市民又は居住者である必要はない。

1.8 株主総会及び取締役会

株主総会は、少なくとも年 1 回開催しなければならない。基本定款あるいは付属定款に反対の定めがない限り、株主総会は、世界中どこで開催しても良い。ほとんどの州法下では、取締役の全員が措置を明記した書式に署名した場合には、現実に取締役会を開催する必要性はない。

1.9 帳簿並びに会計記録

州によりますが、ほとんどの州は会社が、(1) 正確かつ完全な会計帳簿、(2) 株主総会・取締役会の議事録、及び(3) 株主名簿を保存しなければならない。これらの書面は、登録上の事務所又は事業の主たる場所に保存されなければならない。

1.10 年次報告書

ほとんどの州は会社が、手数料と共に、毎年州務長官(Secretary of State)に対して、簡単な年次報告書を提出しなければならない。デラウェア州および他の州は手数料だけではなく、フランチャイズタックス(franchise tax)も毎年要求します。

1.11 登記

連邦政府、州、郡及び市に対する登録手続きは、会社の事業の種類により異なる。通常の登記手続きは下記ようになる。登記手数料は通常ごく少額である。

(a) 連邦政府

会社は、内国歳入局(Internal Revenue Service、「IRS」)に対し、連邦税納付番号(federal tax identification number)を申請しなければならない。なお、会社の連邦税の申告は、この番号により行なう。

(b) 州

州と事業の性質により異なるが、何種類もの登録が要請されることがある。会社は、各州の歳入局(Department of Revenue)に対し、雇用者登録の書式を提出しなければならない。会社は歳入局より口座番号を受け取る。この番号は全ての給与に関する税(源泉徴収、通行税、失業税、及び労働者補償評価等)の報告及び支払いに使われる。

(c) 郡及び市の免許

ほとんどの市において、会社がある市内に事務所を持つ場合には、事業免許(business license)の取得が必要になる。このような免許は通常簡易に取得することができる。

1.12 税金及び税務申告

(a) 連邦政府

連邦政府に対しては、定期的に、少なくとも、所得税、雇用税及び源泉徴収税の税務報告書を提出しなければならない。

(b) 州

州によりますが、税金として、時々変更されるが、純所得に対する所得、固定資産税および売上税が課される。

(c) 郡・市

特に大きな郡と市は追加的な税を課している。

1.13 外国為替管理法

米国には、外国との間で生じる資金の授受を一般的に規制する法律は存在しない(但し、\$10,000以上の現金等を携帯する場合には、税金にこれを申告する必要がある。)。従って、米国内の子会社に対する送金、又は、米国会社からの外国株主への配当には、米国の許・認可を受ける必要はない。当然、外国における外国為替管理法上の届出、許可取得の義務は、これを遵守する必要がある。

2. 会社設立の最小の段階

段階で決定する必要があるのは、下記の事項である：

- (a) 新会社の名称。その名称の会社が既存する場合があります、必ずしも希望の名称が可能とは限らないので、何種類かの名称を用意しておくことが賢明である。
- (b) 新会社の住所。世界中のどこに存在してもよい。
- (c) 新会社の株主の名前及び各株主がその会社の何%を所有するかについての数字、そしてその所有率に対して各株主が払う最初の資本金額。
- (d) 株主が資本金を払込む日付。
- (e) 取締役の名前。
- (f) 役員の名前。
- (g) 年次株主総会の日付。
- (h) 新会社の会計年度。ほとんどの米国企業は 1 月から 12 月という会計年度を使用しているが、どの月から始めてもよい。

連絡先:

Paul Taylor(ポール・テイラー)弁護士

BTI 国際法律事務所

5285 SW Meadows Rd., Suite 370

Lake Oswego, OR 97035

USA

Tel: 503-620-0243

Fax: 503-670-7999

Email: ptaylor@btlaw.com

Website: www.btilaw.com

ご連絡はどうぞ英語でも日本語でも構えません。